

野本中小企業診断士事務所
防災マニュアル

2024年6月26日

目 次

はじめに	3
第1章 災害時における組織体制	4
第2章 緊急連絡網	5
第3章 情報の管理	6
第4章 初期活動一覧表	9
第5章 復旧対策	12
第6章 災害予防対策	13
第7章 防災訓練・防災教育	15
第8章 地域に貢献	16

はじめに

- ・地震、水害、火災などの災害に対処するため、ここにマニュアルを定める。
- ・このマニュアルは、わが社の社員や資産、業務の推進等に大きな被害をもたらすあらゆる災害に対し備えるためのものである。

第1に、人命の保護を最優先する。

第2に、企業の経営資源を生かして、地域に貢献する。

第3に、資産を保護し、業務の早期復旧を図る。

以上を基本方針とする。

- ・このマニュアルによって迅速かつ的確な行動をとることが、災害による被害を軽減することとなるので、全社員は、予めこの内容をよく理解しておかなければならない。

第1章 災害時における組織体制（災害対策本部の設置）

1 設置時期 震度6以上の地震、その他豪雨などの大災害発生時

2 設置場所 千葉県市川市新田1-9-24

必要機材	電話機、携帯電話、ファックス、パソコン、ワープロ、プリンター、複写機、事業所配置図、平面図、組織図、緊急連絡網、社員名簿、救急箱、飲料水、非常食糧、毛布 など
------	---

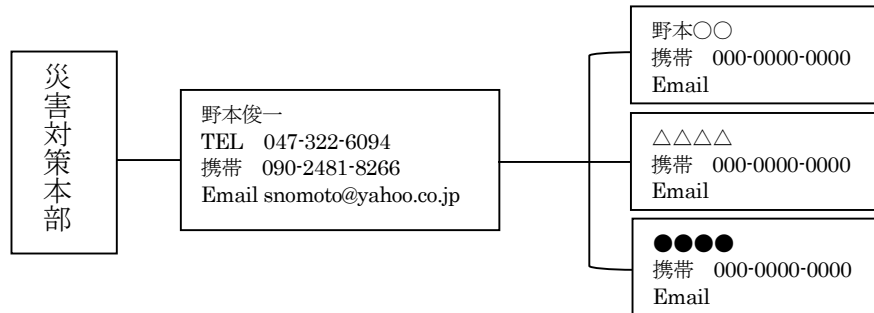
3 組織と任務

全体責任者 災害対策本部長（代表：野本俊一）

【情報班】 <ul style="list-style-type: none">●安否確認●災害情報の収集・広報●外部機関との連携	【消火班】 <ul style="list-style-type: none">●火災の予防●初期消火●火の元確認	【救出班】 <ul style="list-style-type: none">●被害者の救出●けが人の応急手当●けが人の搬送	【避難誘導班】 <ul style="list-style-type: none">●避難経路の作成●建物からの退避●避難場所への誘導	【救護班】 <ul style="list-style-type: none">●備蓄の調達、配分	【施設班】 <ul style="list-style-type: none">●応急点検●応急修理●けが人の搬送
--	--	--	--	--	--

第2章 緊急連絡網

1 社員・家族の安否確認・動員



2 注意事項

- (1) 災害が発生した時、速やかに指定された次の社員・家族へ連絡する。
- (2) 長電話は避けて、連絡は簡潔に行う。
- (3) 次の社員・家族と連絡がとれないときは、その社員・家族をとばして次の社員・家族へ連絡する。
- (4) 連絡がとれない社員・家族については、本部が指定した者（連絡がとれない社員宅の最寄に住む社員・家族等）が直接訪問する。
- (5) 被災してケガをしたり、被害を受けた社員・家族に対し必要なサポートを行う。
- (6) この緊急連絡網は、災害対策本部からの情報伝達用としても使用される。

第3章 情報の管理

1 収集方法等

項 目	収集方法	責任者
社員・家族の安否確認	・安否情報の確認（休日等は、緊急連絡網により安否確認）	野本俊一
建物の被害状況の把握・記録	・自身で被害情報を収集 ・異常があれば建物管理業者（ミサワホーム）に連絡	野本俊一
設備、物品等の被害の把握	・自身で被害情報を収集 ・異常があれば建物管理業者等に連絡	野本俊一
ライフラインの被害状況把握	・関係機関から情報を収集	野本俊一
関係業者との連絡	・関係業者一覧表	野本俊一
その他関係機関との連絡	・防災関係機関一覧表	野本俊一

2 注意事項

- （1） 建物内の社員・家族、社外出務中の社員・家族の安否確認を行う。
- （2） けが人の有無（傷病程度も）を把握し、必要な応急措置を行う。
- （3） 収集した情報は、災害対策本部室の壁にまとめて張り出すなどして（誰にもわかる方法により）情報の一元管理を図る。

3 関係業者一覧表

業 者 名	担 当 者	所 在 地	電 話 番 号	Email
千葉県中小企業診断士協会		千葉市中央区新町 1-20 江澤ビル 5F	043-301-3860	info@chiba-smeca.com
市川商工会議所		市川市南八幡 2-21-1	047-377-1011	hashimoto@ichikawa-cci.or.jp
南房総市内房商工会		南房総市富浦原岡 918	0470-33-2257	uchibo@star.ocn.ne.jp
東京ベイ信用金庫本店		市川市市川 1-6-19	047-326-1111	
ミサワホーム			0000-00-0000	

4 防災関係機関一覧表

災害発生時の連絡先及び問い合わせ先		
名 称	住 所	電 話
市川市役所	千葉県市川市八幡1丁目1番1号	047-334-1111
市川市西消防署（最寄り）	市川市市川1丁目24-2	047-323-0119
市川警察署	市川市鬼高4丁目4番1号	047-370-0110
市川水道事務所	市川市南八幡1-10-15	047-378-1517
京葉ガス	千葉県市川市市川南2-8-8	047-361-0211
KDDI（au）		0120-977-033

第4章 応急救護・初期消火・避難等

1 初期活動一覧表

情報班	社員・家族の安否確認	・ 安否情報の確認（休日等は、緊急連絡網により安否確認）
	建物、設備、物品等の被害状況の把握・記録	・ 自身で被害情報を収集 ・ 異常があれば建物管理業者、施設・物品等の業者に連絡
	ライフラインの被害状況把握	・ 関係機関から情報を収集
	関係業者との連絡	・ 関係業者一覧表
	その他関係先との連絡	・ 防災関係機関一覧表
消火班	初期消火	(1) 火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 (2) 119番通報を行う。 (3) 火災が大きくなるうちに初期消火に努める。（消火器、水バケツ など） ※ 大規模災害時には、消防車の到着が遅れることを考慮する。
	火の元確認	・ 地震発災後、建物内火気使用場所の確認 ・ 事業所特有の危険施設がある場合の火の元確認
救出班	被害者の救出	・ 建物、備品等の下敷きになった被害者の救出（2次災害に注意）
	けが人の応急手当	・ 救急車到着前に軽易な応急手当（救急セット・AED等は、誰でもわかる場所に設置）
	搬送	(1) 救急車到着時は救急隊員の誘導 (2) 救急車到着が困難又は長時間を要する場合は、救出班で搬送

避難班	避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に定めた経路に基づいて避難誘導を行う。 ・ 避難所：①宮田小学校（新田 4-8-15） ②平田小学校（平田 3-28-1） ③国府台女子学院（菅野 3-24-1）
	避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震時 → その場で身を守り、落ち着いたら事前に定めた広場へ ・ 津波、洪水、高潮時 → 原則として2階以上の高い所へ ・ 火災時 → 屋外の安全な場所へ
	非常持ち出し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常時持ち出し袋を準備しておく。 ※ 応急手当セット、ラジオ、懐中電灯 など
	大地震発生時の集合場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話も使用できなくなるような壊滅的な大被害をもたらす大規模災害時には、会社近くの公園など予め指定した集合場所へ避難する。（全社員に事前に周知徹底しておく。） ・ 集合場所などの変更や集合場所に集まることができない場合は、「災害時伝言ダイヤル171」を利用する。
救護班	備蓄持ち出し、調達、配分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄品を確認し、避難者への配分準備をし、配分する。
	帰宅困難者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅者計画に基づいた対応 ・ 待機場所・待機に必要な備蓄品を準備する。 ・ 待機場所での情報共有、物品支援、精神的支援（心のケア）を行う。
施設班	応急点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2次災害防止、復旧見通しを立てるための被害把握をする。 ・ 再稼働の前には応急的な点検をする。
	応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員で修理可能な備品等は速やかに修理する。 ・ 専門技術者の修理のための、修理結果を記録しておく。 ・ 専門技術者到着後は、修理現場に立ち会い確認する。

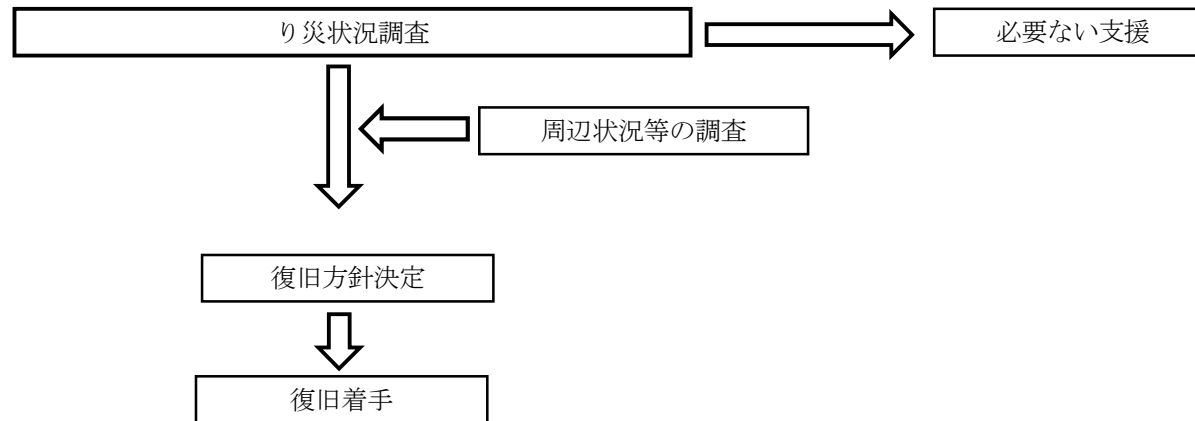
2 地震発生時の心得

地震発生時の心得10ヶ条

- (1) **先ずわが身の安全を図る**
地震が発生したら、先ず丈夫なテーブル、机などの下に身をかくして、しばらく様子を見る。
- (2) **すばやく火の始末**
大地震で最も恐ろしいのは火災。地震を感じたら落ち着いて、冷静に、すばやく火の始末。
- (3) **火が出たら先ず消火**
万一出火した場合には、初期の内に火を消すことが大切。周囲に声をかけあい皆で協力して初期消火に努める。
- (4) **あわてて外に飛び出ない**
屋外は屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散など危険がいっぱい。揺れがおさまったら外の様子を見て、落ち着いて行動する。
(外へ出るときは、ヘルメットや頭巾などをかぶって出る)
- (5) **危険な場所には近寄るな**
狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など、危険な場所にいるときは急いで離れる。
- (6) **がけ崩れ、津波などに注意**
がけ崩れ、津波など危険区域では、素早く安全な場所に避難する。
- (7) **正しい情報で行動**
テレビやラジオ、防災機関からの情報で行動し、デマに惑わされないよう注意する。
- (8) **人の集まる場所では冷静な行動**
あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。
- (9) **避難は徒歩で、持ち物は最小限に**
避難は自動車、自転車は使わず徒歩で。また、身軽に行動できるよう荷物は必要最小限にとどめ、背負うなど両手をあける。
- (10) **自動車は左に寄せて停車**
カーラジオの情報に注意する。走行できない場合は左に寄せて停車してエンジンを止める。
車を離れて避難する時は、キーはつけたままで、ドアロックはしない。車検証などの貴重品を忘れずって徒歩で避難する。

第5章 応急救護・初期消火・避難等

1 復旧の流れ



2 留意事項

- (1) 事務所使用不能時の仮事務所の場所を決めておく。
- (2) 被災した建物の警備体制を確保する。
- (3) 地域の救援活動および復旧計画に積極的に協力する。

第6章 災害予防対策

1 事務所の建物、その他諸施設の耐震強化

- (1) 建物の全般的定期点検と補強及び補修工事の必要項目を洗い出し、計画的に実施する。
- (2) 看板、ブロック、ガラス等の落下転倒防止対策を実施する。
- (3) 本棚等の転倒防止を実施する。
- (4) ストーブ、湯沸かし器等火器使用設備、危険物施設、消防用設備等の安全確認と点検を実施する。
- (5) パソコン、複写機、FAX等情報機器類の安全対策（固定）を実施する。

2 重要書類の保管と非常持ち出し袋の準備

- (1) 非常持ち出しは最低限として、書類関係はノートPCもしくはタブレットとする。
- (2) 非常用持ち出し袋に下記のものを準備し、責任者は内容物の数量および有効期限を確認して常に使用可能な状態にしておく。
- (3) 非常用持ち出し袋は、1セットは準備する。

非常持ち出し袋の準備					
NO	品名	数量	NO	品名	数量
1	救急医療セット	1	9	タオル	1
2	携帯ラジオ	1	10	ポケットティッシュ	3
3	懐中電灯	1	11	コップ	3
4	予備電池（ラジオ、電灯用）	1	12	軍手	1
5	現金（小銭）	1	13	ゴミ袋	1
6	携帯充電用太陽光パネル	1	14	ウォーターパック	1
7	携帯充電用蓄電池	1	15	マスク	1
8	ライター・マッチ	1	16	笛	1

3 非常用備品の管理

大規模災害を想定した場合の非常用備品は下記のとおりとする。

備蓄の管理責任者は、毎年9月1日「防災の日」に、内容物及び数量、期限等を確認し災害対策本部長に報告する。

	NO	品目（1名分） ※1	数量 ※2	保管場所	保管責任者
食 品	1	飲料水（1人、1日2リットル目安5日程度）	10リットル	自宅	野本俊一
	2	食料品（アルファ米、ビスケット、パン、バランス栄養食等）	10食		
生活用品	3	毛布・タオル	2枚	自宅	野本俊一
	4	炊き出し道具（カセットコンロ、カセットボンベ、鍋等）	一式		
	5	食器等セット（皿、紙コップ、箸、ラップ、アルミホイル等）	一式		
	6	ポリタンク	1個		
	7	ティッシュ・ウェットティッシュ	2個		
	8	軍手	2		
	9	マスク	10個		
そ の 他	10	雨具		自宅	野本俊一
	11	使い捨てカイロ			

第7章 防災訓練・防災教育

1 防災訓練

いざという時に、迅速かつ的確に行動がとれるよう、総合防災訓練を毎年1回以上実施する。

※ 9月1日の「防災の日」、8月30日～9月5日「防災週間」に合わせて訓練を実施することが望ましい。

以下の項目を意識して防災訓練を実施する。

- (1) 災害対策本部の組織に関すること
- (2) 災害対策室の設置及び運用に関すること
- (3) 社員の任務と行動基準に関すること
- (4) 各班の活動マニュアルに関すること
- (5) 大規模災害時の初動に関すること
- (6) 火災発生時の安否確認に関すること
- (7) 市川市の防災訓練の参加

2 防災教育

防災教育を毎年1回以上実施する。

- (1) 防災イベントの開催
- (2) 防災講演会の開催

3 その他

消防機関などが行う事業所の応急手当普及員講習会への参加や、県・市町村が行う防災講演会、講習会などに積極的に参加して防災意識の向上を図る。

第8章 地域への貢献

1 地域への救助・救援

応急救護	社員による救助	・ 社員の安全を確認したら、速やかに地域の人命救助にあたる。
	社員による応急措置	・ 被災者の応急手当を実施する。 (応急手当普及員有資格者：〇〇〇〇、〇〇〇〇)
	医療機関への搬送	・ 119番通報により救急車を要請する。
初期消火	初期消火	(1) 火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 (2) 119番通報を行う。 (3) 火災が大きくならないうちに初期消火に努める。 自衛消防隊を主力とした消火活動 (消防車、消火器、消火栓、水バケツ等) ※ 大規模災害時の場合には、消防車の到着が遅れることを考慮する。

2 避難者への支援

避難者への支援	避難場所の提供	・ 被害が大きく避難場所が不足する場合、社内の施設の一部を開放する。
	備蓄品の提供	(1) 発災当初は、特に食糧、衣料品、医薬品等が不足するので、備蓄品等の提供に努める。 (2) その後は、避難所等の状況を確認し、不足品の提供に努める。
	情報の提供	・ 災害情報の提供を行う。(被災状況、避難所開設情報 など)

3 地域の各種行事に参加

自治会等との信頼関係構築	防災訓練に参加	・ 市主催及び自治会主催の防災訓練に積極的に参加する。
	納涼行事等に参加	・ 納涼行事等に参加し、積極的に地域との交流を深める。
自治体、他事業所との連携	自治体との連携	・ 自治体と防災に関する協定を締結し災害に備える。
	他事業所との連携	・ 他事業所と防災に関する協定を締結し、災害に備える。 A社：人的支援 B社：機械・部品等の提供 C社：輸送支援 D社：装備品支援